

免責的債務引受の要件・効果の検討用補充資料

- 1 債務者と引受人との間で免責的債務引受の合意がされたものの、債権者が承認しなかった場合に、当該合意に併存的債務引受の合意としての効力を認めるという考え方の当否について、どのように考えるか。

上記の問題については、併存的債務引受の合意としての効力が認められるという通説と連続的な考え方を採用すべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

- 2 債権者と引受人との間の合意のみによって免責的債務引受が成立するという考え方の当否について、どのように考えるか。

ここでは、具体的には、①債務者の意思に反する場合に免責的債務引受が成立することの当否と②免責的債務引受の成立の要件として、債務者に対する意思表示又は債務者の同意（承諾）を必要とすることの当否を検討する必要がある。この検討に当たっては、更改による債務者の交替（民法第514条）や第三者の弁済（同法第474条第2項）のように債務者の意思に反しないことを要件とするものや、免除（同法第519条）のように債務者の免責に当たって債務者に対する意思表示が要件とされているものなど、民法上の他の制度との整合性に留意する必要があると思われるが、どのように考えるか。

- 3 免責的債務引受の効果として、求償権の発生を認めるという考え方の当否についてどのように考えるか。

求償権は、他人の債務を弁済することによって発生するものであるところ、委託を受けない保証や併存的債務引受に基づき保証人や引受人が弁済する場合には、他人の債務の弁済と評価することができるものの、免責的債務引受をした引受人が弁済する場合に、免責的債務引受によって債務者は免責されており、引受人が他人の債務を弁済していると評価することはできない。そこで、引受人が債務者に対して求償権を取得する考え方を採用するのであれば、その根拠が問題となるが、どのように考えるか。